

自然災害発生（地震・津波・噴火）時の対応

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震 臨時情報	授 業	在宅時	在校時
「調査中」	通常授業	①通常通り登校する。	①通常通り授業を行う。
「巨大地震注意」	原則通常授業	①登校前に発表された場合は、日頃からの地震への備えを再確認し、通常通り登校。 ②休日の場合も同様。特に指示がなければ通常の活動を行う。	①通常通り授業を行う。 ②放課後の活動は、原則通常通り実施する。ただし状況によっては中止する場合もある。 ③模擬試験や部活動で土曜・日曜日に学校にいる場合も原則通常通り実施する。ただし状況によっては中止する場合もある。 ④下校の際は身の安全を確保しながら速やかに帰宅する。
「巨大地震警戒」	原則通常授業	①登校前に発表された場合は、日頃からの地震への備えを再確認し、通常通り登校。ただし、居住地域によっては避難行動をとり、その旨学校へ連絡する。 ②休日の場合も同様。特に指示がなければ通常の活動を行う。ただし、居住地域によっては避難行動をとり、その旨部活動顧問、学校等へ連絡する。	①通常通り授業を行う。 ②放課後の活動は、原則通常通り実施する。ただし状況によっては中止する場合もある。 ③模擬試験や部活動で土曜・日曜日に学校にいる場合も原則通常通り実施する。ただし状況によっては中止する場合もある。 ④下校の際は身の安全を確保しながら速やかに下校する。なお、津波の被害を受ける可能性がある地域に住む生徒は、学校で待機したり、引渡しを行う場合もある。
「調査終了」	通常授業	①通常通り登校する。	①通常通り授業を行う。

2 地震が発生した場合

	授 業	在宅時	在校時（富士市での震度）
震度 5 弱以上の地震が発生した場合	休校	①ケガをしないよう身の安全を守る。 ②揺れがおさまったら自分の命を守る行動をとる。 ③避難後、安否確認について学校へ連絡する。 ④学校再開等、登校については、一斉メール等で連絡する。	①直ちに教育活動を中止。 ②グラウンドに避難する。 ③生徒の引き渡し、または集団下校の措置をとる。保護者と連絡がとれない場合は、学校で待機する場合もある。 ④津波被害の恐れのある地域の生徒は学校で待機する場合もある。
震度 4 以下の地震が発生した場合	通常授業	①安全を確認し登校する。なお、登校が困難な状況の場合は学校へ連絡する。被害の状況に応じ、無理をして登校する必要はない。	①通常授業。ただし、状況に応じて授業中止。 ②下校は通常下校を原則とするが、状況に応じて集団下校、または引渡しを実施する場合もある。 ③津波被害の恐れがある地域の生徒は学校で待機する場合もある。

3 津波災害（地震で津波被害が予想される地域に居住地がある場合）

※地震が起きた際には速やかに避難行動をとり身の安全を確保する。

注意報・警報が居住地に発令された場合

情報	授 業	在宅時	在校時
津波注意報	原則通常授業 状況に応じて 休校※	①居住地域に避難指示が出た場合、指示に従い避難し、安全が確認できたら学校へ連絡する。 ②注意報や地域の実状等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ③安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し、自宅または避難場所で待機し、状況を見て登校する。	①通常どおり授業を行う。 ②海岸、河川に近づく活動は中止。 ③状況によっては放課後も学校で待機する場合もある。
津波警報 大津波警報	原則休校	①避難指示が出た場合、指示に従い安全な場所に避難する。 登下校中に警報が出た場合は、海岸、河川から離れ高台、避難ビル等に避難する。 ②午前 11 時時点で発令されている場合は引き続き安全な場所で待機する。	①原則として教育活動を中止する。状況によっては授業を継続する。 ②警報が解除されるまで学校で待機する。
	通常授業	①午前 11 時までに警報が解除された場合は、津波注意報発令時に準じる。ただし、安全に登校できない場合や、公共の交通機関の運転見合わせ等で登校できない場合は引き続き自宅もしくは避難場所で待機する。	

※休校の場合はＣラーニングで連絡する。

4 噴火警報が出された場合

	レベル	授 業	下校・引渡しのルール
噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	レベル 5	<在宅時> 休校 <在校時> 直ちに教育活動を中止。	下校または引渡し
	レベル 4		
噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	レベル 3	<在宅時> 原則として休校。 <在校時> 原則として教育活動を中止。	下校または引渡し
	レベル 2	<在宅時> 通常授業 <在校時> 通常授業	通常通り
噴火予報	レベル 1	<在宅時> 通常授業 <在校時> 通常授業	通常通り